

平成25年度 第2回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成25年8月29日（水） 午後2時から

場所：桜井市役所 本庁3階 第1会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 元田 清士

3. 議 事

1) コミュニティバス多武峯線の割引制度について

資料1：高齢者総合福祉センター利用者の割引制度について

2) 桜井市地域公共交通総合連携計画の見直しについて

資料2：桜井市地域公共交通総合連携計画の見直しについて

3) 平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金の申請について

資料3：平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金

交付申請について

4) 桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務事業者の選定方法について

資料4：桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務

委託事業者の選定について

資料5：平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業

(調査事業) スケジュール

## 高齢者総合福祉センター利用者の割引制度について

## 1. 概要

桜井市高齢者総合福祉センターは、60歳以上の市内在住の高齢者を対象に、健康づくりや生きがいを支援する場として、桜井市倉橋に設置されている。高齢者総合福祉センターの利用者増加を図るため、センター最寄のバス停（倉橋池口）までのコミュニティバス路線（多武峯線）の割引制度を導入する。

## 2. 割引制度について

高齢者総合福祉センター利用者を対象とした、コミュニティバス多武峯線の割引制度について、以下を予定している。

- ・ 上り線についても下り線についても、一回の利用につき100円とする  
（下りの最大料金は、桜井駅南口→倉橋池口 270円  
上りの最大料金は、談山神社→倉橋池口 320円）
- ・ バスから降りる際に、高齢者総合福祉センターの利用者証（顔写真付き）をバス運転手に提示する
- ・ 実施時期は、平成25年11月1日からを予定している

## 桜井市地域公共交通総合連携計画の見直しについて

## ＜桜井市地域公共交通総合連携計画の見直し＞

現在、桜井市の公共交通は平成 21 年度に策定した総合連携計画において、桜井市を 6 つの地域に区分し、地域ごとに公共交通のゾーン方針をたて、運行を行っている。それぞれの地域のゾーン方針は、市の幹線交通である路線バスの運行を前提として、枝線であるコミュニティバスやデマンドタクシーの運行を行っている。前回までの協議会でも説明したとおり、奈良県内の路線バスは今年度秋を目標に再編方針が出されることとなっており、再編があった場合、運行計画の立て直しが必要となる。

よって、これまでに提起している桜井市公共交通の課題もふまえ、総合連携計画及び公共交通施策の見直しを行う。

## ＜今後のスケジュール＞

平成 25 年度の下半期に総合連携計画の見直しを行い、平成 26 年度に連携計画を用いた具体的な運行計画を策定し、平成 27 年度のコミュニティバスやデマンドタクシーのダイヤ・路線に反映する。

## ＜補助事業概要＞

予算については、桜井市の負担金と県の補助金で行う。県の補助事業「平成 25 年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業」は、市町村等が実施するコミュニティバス等の運行について、効率的な運行の実施に向けた取組に要する経費の一部を補助する制度となっている。その制度の 1 つである「運行効率化調査検討事業」に申請する（議案 3 で説明）。

## 平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金の申請について

## 1 事業の目的

現在、桜井市の公共交通は平成21年度に策定した総合連携計画において、桜井市を6つの地域に区分し、地域ごとに公共交通のゾーン方針をたて、運行を行っている。それぞれのゾーン方針は市の幹線交通である路線バスの運行を前提として計画されているが、現在県の協議会において協議を行っている路線バスの再編方針が本年度秋に出される予定となっており、路線バスの再編があった場合、ゾーン方針の前提が崩れるため、総合連携計画に基づいた運行ができなくなる。また、コミュニティバス利用客の減少や基幹路線との接続性、さらに市の財政状況の悪化など、公共交通に関する様々な問題が山積している。

これらの問題を解決に向けて、平成25年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業を利用し、桜井市地域公共交通総合連携計画及び公共交通施策の見直しを行う。また、今回の事業ではモビリティマネジメントの視点により、移動状況が市民にとっても桜井市にとっても望ましい方向へ自発的に変化するような交通環境づくりを目指す。

## 2 設置する協議会の名称

桜井市地域公共交通活性化再生協議会

## 3 設置する協議会の構成

【会長】桜井市（副市長）

【委員】近畿運輸局奈良運輸支局（支局長）、奈良県桜井土木事務所（所長）、奈良県桜井警察署（署長）、奈良県県土マネジメント部地域交通課（課長）、桜井市自治連合会（会長）、社団法人桜井市社会福祉協議会（会長）、桜井市老人クラブ連合会（会長）、奈良交通株式会社（乗合バス事業部長）、奈良県交通運輸産業労働組合協議会（事務局長）  
社団法人奈良県バス協会（専務理事）、奈良県タクシー協会（専務理事）  
社団法人奈良県タクシー協会桜井部会（部会長）

## 4 事業の内容

- 公共交通の現状調査
  - ・公共交通の利用状況整理
  - ・コミュニティバスの乗降調査
  - ・交通空白地帯の調査
- ニーズ調査
  - ・市民アンケート
  - ・地元ヒアリング
- 課題整理
- 解決策の提示
  - ・総合連携計画の見直し
  - ・具体的な運行実施計画の策定

5 事業の経費

区 分	種 目	事 業 内 容	事 業 費
運行効率 化調査検 討事業	公共交通の 現状調査	桜井市内の公共交通（コミュニティバス・路線バス・デマンドタクシー・鉄道路線）について、利用状況を調査する	¥1,040,000
	ニーズの調 査	市民に対し、公共交通に対する要望を調査する	¥1,995,000
	課題整理	調査した内容を踏まえ、桜井市の公共交通が抱える課題を整理する	¥250,000
	計画策定	調査結果や課題、今後の方針をまとめた「桜井市公共交通総合連携計画」を作成する	¥1,700,000
	パブリック コメント・協 議会開催へ の支援業務	作成した総合連携計画のパブリックコメントの実施や、桜井市地域公共交通活性化再生協議会を開催する	¥1,000,000
合 計			¥5,985,000

桜井市生活交通ネットワーク計画策定支援業務 見積書

株式会社かんこう

A. 直接人件費 (調査項目)	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金額小計	備 考
	50,800	44,700	38,900	31,500	26,200	21,800		
1. 公共交通の現状把握							458,250	
① 公共交通機関の利用状況の整理			1.0	2.0	3.0	2.0	224,100	
② コミバス3路線の乗降調査(平日1日、日曜の計2日)			0.5	1.0	2.0	6.0	234,150	
2. ニーズの把握							638,450	
① 市民アンケート調査(2,000名対象、集計・分析等)		0.5	2.0	4.0	3.0	5.0	413,750	
② コミバス3路線の関係自治会等へのヒアリング調査			2.0	3.0	2.0		224,700	
3. 公共交通に関する課題整理		0.5	1.0	1.5			108,500	
4. 生活交通ネットワーク計画の作成							370,700	
① 生活交通ネットワーク計画の検討・調整等		1.0	2.0	4.0	3.0	2.0	370,700	
5. 運行実施計画の作成		0.5	2.0	4.0	2.0	1.0	300,350	
6. 協議会等の運営支援(3回開催予定)		1.5	1.5			3.0	190,800	
7. パブリックコメントの支援			0.5	0.5			35,200	
8. 報告書とりまとめ			0.5	1.0	1.0		77,150	
9. 打合せ等		1.0	2.0				122,500	
小 計		5.0	15.0	21.0	16.0	19.0	2,301,900	
B. 直接経費						(計)	450,000	
調査関係費							350,000	
①市民アンケート調査票印刷費 2,000部							40,000	
②市民アンケート返信用封筒印刷費 2,000部							30,000	
③市民アンケート調査票送付及び返信用郵送費(2,000部送付、1,000返信)							280,000	
計画書等印刷製本費							100,000	
①生活交通ネットワーク計画報告書(A4印刷・製本)100部							100,000	
C. その他原価 (直接人件費×35%/(1-35%))							1,239,484	
業務原価 (A+B+C)							3,991,384	
D. 一般管理費等 (業務原価×30%/(1-30%))							1,710,593	
合 計 (業務価格=A+B+C+D))							5,701,977	
						改め	5,700,000	
消費税							285,000	
総合計							5,985,000	

## 桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務 委託業者の選定について

## 1. 業務委託概要

- (1) 業務名 桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務委託
- (2) 履行期限 平成26年3月31日
- (3) 予定価格 ¥5,985,000円(税込)以内

## 2. 選定方法

委託業者の選定方法は、指名型のプロポーザル方式によるものとする。指名は、桜井市に登録しており計画策定業務を行っている業者へ行う。具体的な選考方法については以下の通り。

- (1) 1次選考：提出された企画書の内容を選考委員会にて書類審査し、上位5つを選考する。
- (2) 2次選考：1次選考上位5社によるプレゼンテーション選考。  
なお、応募業者が5社に満たない場合は、1次選考を行わず、プレゼンテーション選考のみとする。
- (3) 選考委員：桜井市地域公共交通活性化再生協議会の事務局職員で構成する選考委員会を設置し各選考委員がそれぞれ審査を行う。
- (5) 契約予定者の選定  
審査の結果選ばれた事業者を契約予定者として選定し、協議会にて契約する。

